

商業登記規則等の一部を改正する省令案

代表者等住所非表示措置の 対象拡大をどう読むか

— パブリックコメント(案件番号300080357)と業界団体意見を素材に —

2026年8月

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

本日の構成

省令案そのものの読み込みと、寄せられている意見の対立軸を往復しながら整理する。

I

制度の現在地

令和6年改正の到達点、通達116号が固めた運用と記録例、そして残された4つの構造的な限界

II

省令案の全体像

対象法人・対象者の拡大、添付書面の号建て、継続・終了、提供サービス、施行と経過措置

III

業界団体の意見

令和6年パブコメが残した宿題、経団連の3論点、日司連の4論点と両者の一致点

IV

実務対応

与信・本人確認・送達への影響と、令和8年12月施行に向けた準備

別添

原資料の抜粋

省令案の構成、31条の3第1項柱書の新旧対照、準用先ごとの読替え・準用除外、提供規則と附則

ひと目でわかる改正の中身

細かな条文の話に入る前に、何がどう変わるのかだけを先に押さえておきたい。

対象となる法人

株式会社だけ



すべての会社(合同・合名・合資・外国会社・特例有限会社)と、会社以外の法人・組合まで

対象となる人

代表取締役・代表執行役・代表清算人



会社の代表者に加えて、支配人。各種法人では代表者や士業法人の社員なども

隠れる範囲

住所のうち市区町村より先(町名・番地以下)



変わらない。市区町村までは引き続き表示される

変わらないこと — ここが意見募集の争点になっている

- 登記簿には住所がそのまま記録され、住所変更の登記義務もなくなる
- 申出ができるのは、住所が登記される登記申請と同時のときだけ。措置だけを単独で申し出ることはいできない
- 過去の登記に載った住所は隠れない。履歴事項証明書・閉鎖事項証明書からは従前の住所が読み取れる
- 措置を受けている会社は、代表者本人であっても住所入りの登記事項証明書を取得できない

施行は令和8年12月予定

I

制度の現在地

- ・ なぜ代表者の住所は登記事項とされてきたのか
- ・ 令和6年10月に動き出した代表取締役等住所非表示措置
- ・ 残された4つの限界 — 今回の省令案の出発点

出発点:なぜ代表者の住所は公示されてきたのか

住所の公示には明確な機能がある。非表示措置の議論は、この機能をどう代替するか議論でもある。

1 公示が果たしてきた機能

- 代表者個人への責任追及(会社法429条等)における送達先の特定
- 会社に事務所・営業所がない場合の普通裁判籍は、代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる
- 取引の相手方による責任の所在の確認・与信判断

2 公示がもたらすリスク

- 登記事項証明書は何人も交付請求が可能(商業登記法10条)
- 登記情報提供サービスによりインターネットで即時に取得できる
- SNS等での拡散、自宅への執拗な訪問・取材、大量郵便物の送付や郵便物の窃取といった嫌がらせ

制度設計の座標軸

登記記録には住所を「記録」したまま、登記事項証明書・登記事項要約書・登記情報提供サービスという“出口”でのみ表示を絞る。登記義務も、附属書類の閲覧による利害関係人のアクセスも維持される — これが令和6年改正が選んだ均衡点であり、今回の省令案もその延長線上にある。

令和6年改正：代表取締役等住所非表示措置の創設

項目	内容
根拠	令和6年法務省令第28号(令和6年4月16日公布)による商業登記規則の改正
施行	令和6年10月1日
対象法人	株式会社のみ(合同会社・特例有限会社・一般社団法人・各種法人は対象外)
対象者	代表取締役・代表執行役・代表清算人(「代表取締役等」)
効果	住所につき行政区画以外のものを記載しない。市区町村(東京都は特別区、指定都市は区)までは表示される
適用範囲	登記事項証明書・登記事項要約書・登記情報提供サービス
留意	登記記録には住所が記録され、住所変更の登記義務も免除されない

例:「東京都千代田区丸の内一丁目1番1号」→ 登記事項証明書上は「東京都千代田区」まで

出典:法務省「代表取締役等住所非表示措置について」、令和6年7月26日付け法務省民商第116号通達

現行制度の要件 — 2つのハードル

①一定の登記申請と同時に申し出ること、②区分に応じた書面を添付すること。登記官は「相当と認めるとき」に措置を講ずる。

① 申出のタイミング(同時申出)

- 設立の登記(組織再編・組織変更による設立を含む)
- 他の登記所の管轄区域内への本店移転の新所在地における登記
- 代表取締役等の就任・重任の登記
- 代表取締役等の住所変更による変更の登記(更正登記は対象外)
- 清算人・代表清算人に関する登記
- → 非表示措置のみを単独で申し出ることはいできない

② 添付書面(非上場会社)

- ① 本店が実在することを証する書面(資格者代理人が確認した書面、または本店宛ての配達証明郵便)
- ② 代表者の氏名・住所が記載された公的な証明書(住民票の写し等)
- ③ 実質的支配者が誰かを証する書面(司法書士の収法確認記録の写し、公証人の認証書面等)
- 上場会社は上場を認めるに足りる書面のみで足りる

通達が固めた運用 ― 令和6年7月26日民商第116号

省令の条文だけでは分からない解釈と書式は、施行時の通達で示されている。今回の改正後も、この通達の枠組みが基礎になる。

「行政区画」とはどこまでか	都道府県および市区町村まで。政令指定都市では区まで表示される
住所を証する書面	住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写し・日本国領事の証明書のほか、運転免許証や個人番号カードの写しに本人が原本相違ない旨を記載し記名したものでも足りる
実質的支配者を証する書面	司法書士が犯収法に基づき確認した記録の写し、公証人の認証を受けた供述書面、定款認証の際の申告受理及び認証証明書（設立年度またはその翌年度に限る）
退任・閉鎖後の扱い	登記記録が閉鎖され、または退任等により登記事項が現に効力を有しないこととなった場合でも、措置は終了させない
附属書類の閲覧	利害関係を有する者からの閲覧請求への対応は従前どおり。住所部分を塗抹するなどの特段の対応は要しない
登記義務・官公署対応	住所変更の登記義務がなくなるわけではない。官公署（嘱託を受けた者を含む）から請求等があった場合は住所情報を提供して差し支えない

通達には3つの様式が付されている ― 様式1:本店の実在性を確認したことを証する書面／様式2:措置を希望しない旨の申出書／様式3:実在性に関する登記官からの照会

記録例で読む「継続」と「非継続」

通達の別紙記録例が示すとおり、住所に変更があるかどうかで結論が正反対になる。実務事故が最も起きやすい場面。

場面	申出	登記記録上の結果
住所変更を伴わない重任・再任、管轄外本店移転の新所在地における登記	不要	申出をしなくても登記官が引き続き措置を講ずる。市区町村までの表示が維持される
住所変更を伴う重任・住所移転の登記	必要	申出をすれば新住所も市区町村までの表示。申出をしなければ新住所が番地まで登記記録に表示される
辞任・退任の登記	—	退任後も従前の非表示の表示は維持される（措置は終了しない）
措置を希望しない旨の申出	単独で可	「令和〇年〇月〇日住所非表示終了」を原因として、住所の全部が表示される

最も多い落とし穴：代表者の引越しに伴う住所変更登記だけを申請してしまうと、措置は「非継続」と扱われ、せっかく隠していた新住所が番地まで登記されてしまう。人事・総務と登記代理人の間で、申出の要否を確認する運用が要る。

出典：令和6年7月26日付け法務省民商第116号通達 別紙記録例

現行制度に残された4つの限界

今回の省令案が正面から手当てするのは、このうち①だけである。ここが意見募集の主戦場になっている。

① 法人類型の限定

株式会社の代表取締役等に限られ、合同会社・一般社団法人・医療法人・学校法人・NPO法人等は利用できない

省令案で手当て

② 単独申出の不可

住所が登記される登記申請と同時になければ申し出られない。非公開会社では最長10年間、機会が訪れないことがある

積み残し

③ 過去の登記は対象外

現在の登記のみが非表示。履歴事項証明書・閉鎖事項証明書には従前の住所が残り続ける

積み残し

④ 本人も取得できない

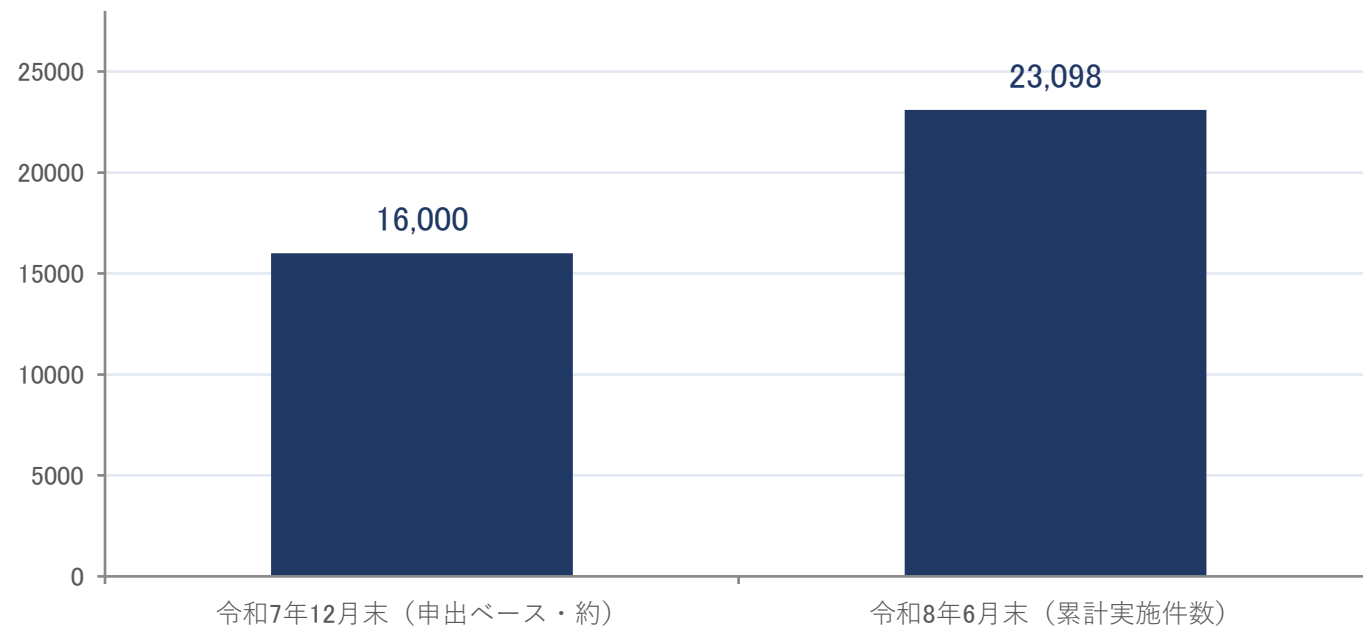
措置を終了させない限り、代表者本人であっても自らの住所が記載された登記事項証明書を取得できない

積み残し

②～④は、後述する経団連意見が正面から取り上げる論点である。条文の拡大は進む一方、手続の使い勝手は積み残されている。

利用は着実に伸びている

制度の“需要”は数字にも表れており、対象拡大の圧力になっている。



半年でおよそ7千件増

令和6年10月の運用開始から、法務省の月報ベースで令和8年6月時点の累計は23,098件。スタートアップ支援の文脈でも、対象拡大と運用改善が繰り返し要望されてきた。

拡大要望の3点セット

- 株式会社以外の会社・法人への拡大
- 登記申請と同時でない申出の許容
- 既に登記されている住所の取扱い

出典：法務省「代表取締役等住所非表示措置の申出による実施件数（月報）」、規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進WG資料

II

省令案の全体像

- ・ 対象法人と対象者はどこまで広がるのか
- ・ 添付書面の号建てが変わる — 支配人の特則
- ・ 施行は令和8年12月予定。経過措置と特例有限会社の読替

改正の3本柱

「対象を広げる」「準用先を増やす」「提供サービスにも及ぼす」の3層構造で組み立てられている。

1 商業登記規則の改正

- 規律の適用を全ての会社に拡大
- 対象者を会社の代表者(清算人等を含む)および支配人に拡大
- 名称も「代表取締役等住所非表示措置」から「代表者等住所非表示措置」へ

2 各種法人等への準用拡大

- 各種法人等登記規則
- 特定目的会社登記規則
- 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則
- 投資法人登記規則
- 一般社団法人等登記規則

3 提供サービスへの反映

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則を改正
- 登記情報提供サービスにおいても同様に非表示とする

施行時期: 令和8年12月予定 ／ **意見募集期間: 令和8年7月24日～8月23日(案件番号300080357・法務省民事局商事課)**

対象法人はどこまで広がるか

区分	現行	省令案
株式会社	○	○
合同会社・合名会社・合資会社	×	○（合名・合資は社員、清算持分会社は清算人を含む）
外国会社	×	○（ただし日本における代表者は対象から除外）
特例有限会社	×	○（附則で「取締役及び監査役並びに清算人」と読替）
特定目的会社（TMK）	×	○（代表者に取り締役および監査役を含む）
投資法人	×	○
投資事業有限責任組合・有限責任事業組合	×	○（無限責任組合員・組合員・清算人等）
一般社団法人・一般財団法人等	×	○
各種法人等（士業法人・医療法人・学校法人・宗教法人・NPO法人等）	×	○（士業法人は社員、日弁連・弁護士会は副会長を含む）

注：独立行政法人等については、上場会社と同様に添付書面を要しない扱いが読替えにより手当てされている。

今回の境界線 — 反転するもの、据え置かれるもの

令和6年改正は、各法人の登記規則が商業登記規則を準用する範囲をこの制度の手前で区切ることで、対象外であることを示していた。今回はその区切りを制度まで伸ばす。伸ばされない規則が一つある。

反 反転: 特例有限会社

- 通達は、対象となる会社は株式会社(特例有限会社を除く)であり、その他の会社・各種法人・組合・限定責任信託は対象外と明示していた
- 省令案は附則で読替えを設け、特例有限会社の取締役・監査役・清算人を対象に取り込む
- 特例有限会社では取締役の段階で住所が登記されるため、実務上の影響は小さい

据 据置き: 限定責任信託

- 令和6年省令は本則8条建てで、限定責任信託の登記規則も改正対象に含めていた
- 今回の省令案は本則7条建て。限定責任信託の登記規則の改正が含まれておらず、受託者・清算受託者等は対象外のまま
- 他方、オンライン提供の除外規定は、限定責任信託の登記簿を列挙し続けている

意見提出の余地

改正概要は拡大先を「会社以外の法人、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合」と説明しており、限定責任信託は明示的に対象から外れている。除外に合理的な理由があるのか、それとも整理漏れなのかは、意見募集で確認する価値のある論点である。

対象者の拡大 — 「代表者等」という新しい括り

改正後31条の3第1項は、会社の代表者と支配人をまとめて「代表者等」と定義する。

現 現行: 代表取締役等

- 代表取締役
- 代表執行役
- 代表清算人

新 省令案: 代表者等

- 会社の代表者(外国会社を含む)
- 合名会社・合資会社の社員
- 清算持分会社の清算人
- 会社の代表者が法人である場合の職務執行者
- 会社の支配人 ← 新たに追加
- ※外国会社の日本における代表者は除かれる

支配人が加わった意味: 支店長等の住所も登記事項であり、同じプライバシー・リスクにさらされてきた。他方で支配人には会社法上の任期の定めがなく、「同時申出」の制約が最も強く効く類型でもある。

士業法人の加重 — 代表社員でない社員の住所まで公示される

組合等登記令の下では、株式会社よりも広い範囲の個人住所が登記事項とされている。今回の拡大は、この歪みを是正する意味を持つ。

令 組合等登記令が求める住所の登記

- 代表権を有する者 — 氏名・住所・資格が登記される
- 代表社員でない社員 — 別表により、氏名だけでなく住所も登記される
- つまり、社員全員の自宅住所が登記簿に載る構造になっている
- 登記事項に変更が生じたら、主たる事務所では2週間以内に変更の登記が必要

比 株式会社との比較

- 株式会社では、住所が登記されるのは代表取締役・代表執行役・代表清算人に限られ、代表権のない取締役は氏名のみ
- 士業法人では、代表社員でない社員も含め、社員全員の住所が公示される
- 社員数の多い法人ほど、公示される個人住所の件数が積み上がる

省令案が「代表者等」に取り込む士業法人の社員

弁護士法人／外国法事務弁護士法人／弁護士・外国法事務弁護士共同法人／司法書士法人／行政書士法人／税理士法人／弁理士法人／社会保険労務士法人／土地家屋調査士法人／監査法人（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるものを除く） ※日本弁護士連合会および弁護士会については副会長を含む

監査法人のうち社員の全部を有限責任社員とする定めがあるものが除かれているのは、その社員については登記事項が氏名に限られ、そもそも住所が登記されないためである。

なお、会社の支配人に相当する「参事その他の代理人」も、読替えにより対象に含まれる。

添付書面は3通りに整理される

誰について申し出るかで、そろえる書類が変わる。支配人だけを対象にする場合がいちばん軽い。

区分	添付書面	ポイント
非上場会社の 代表者等	① 本店(外国会社は営業所)が実在することを証する書面 ② 氏名・住所が記載された住民票の写しなどの公的な証明書 ③ 実質的支配者が誰かを証する書面	実質的支配者情報一覧の交付・申出をしていれば、③は省略できる
非上場会社の 支配人	② の住所証明書のみ	本店の実在性も実質的支配者の確認も不要。会社自体の措置とは切り離された軽い手続
上場会社	金融商品取引所に株式が上場されていることを認めるに足りる書面	外国の法令に準拠して設立された同種類の法人も「上場会社」に含まれる

すでに措置を受けている会社を対象者を追加する場合は、住所証明書だけでよい(本店の実在性・実質的支配者・上場の証明は不要)。

措置はいつまで続き、いつ終わるのか

枠組みは現行を踏襲している。担当者が押さえるべきは、続く場面と終わる場面の4つ。

続

そのまま続く

同じ住所を登記し直すときは、申出をしなくても登記官が引き続き措置を講ずる

終

終わる3つの場合

①会社から希望しない旨の申出があったとき ②本店が実在すると認められないとき、または上場会社でなくなったとき ③閉鎖した登記記録を復活すべき事由があるとき

止

やめたいとき

申出書に対象者の氏名・住所を記載し、申出書または委任状に登記所届出印を押印する。この申出は単独でできる

査

登記官の調査

措置を講じ、または終了させるに当たり必要があるときは、出頭を求め、質問し、文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる

あわせて、官庁の嘱託による登記ではこの申出ができないことが条文上明記された(嘱託登記に関する規定から除外)。

※ ②の本店不実在による終了は、第三者から不達を明らかにする書面を添えた情報提供があったことなどが端緒となり、登記官の照会に一定期間内の返送がなければ終了する。弁護士・司法書士の上申書があれば照会を経ずに終了できる(通達)。

登記情報提供サービスとオンライン申出

“出口”を塞ぐ改正と、手続の入口をめぐる制約が、同じ省令案の中に同居している。

出 オンラインでも住所は出てこない

紙の証明書だけでなく、登記情報提供サービスでも同じように住所が絞られる。会社・法人・組合・限定責任信託のいずれの登記情報についても、措置が講じられたものは「電気通信回線を使用して提供することに適しない情報」として扱われる。

入 オンライン申出は登記申請と同時のときだけ

申出そのものはオンラインでできる。ただし条文は「登記の申請と同時にする場合に限る」と括弧書きしており、オンライン化の恩恵も同時申出を前提とした設計にとどまっている。

ここが論点

非表示の範囲(誰の・どの住所を隠すか)は大きく広がる一方、いつ申し出られるかという時間軸の制約は今回の省令案では動いていない。経団連意見が集中的に突くのは、まさにこの点である。

施行・経過措置とパブリックコメントの枠組み

項目	内容
施行期日（附則1条）	省令案では日付が空欄。改正概要では令和8年12月予定とされている
経過措置（附則2条）	いま措置を受けている会社は、そのまま新しい制度の措置を受けているものとみなされる。申出のやり直しは不要
特例有限会社（附則3条）	読替えにより、取締役・監査役・清算人が対象となる
帳簿の整備	措置をやめる旨の申出に関する書類のつづり込み先を、あわせて整理している
根拠法令	商業登記法148条等、登記情報提供法2条1項ただし書
意見募集	令和8年7月24日0時00分～8月23日23時59分／案件番号300080357／法務省民事局商事課

実務メモ: 既存の措置が自動的に引き継がれる一方、支配人や新たに対象となった法人類型については、施行日以後の登記申請の機会を捉えて改めて申出を行う必要がある。

III

業界団体の意見

- ・ 経団連: 方向性は評価しつつ、3つの積み残しを指摘
- ・ 日司連: 適用対象の明確化と住所記載証明書の交付制度
- ・ 両団体が一致する2点 — 単独申出と住所記載証明書

経団連の3論点は、令和6年パブコメの“宿題”そのもの

令和5年12月26日～令和6年1月25日の意見募集には733件が寄せられ、同じ3点が既に指摘されていた。法務省はいずれも「引き続き検討」と回答している。

令和6年パブコメで寄せられた意見	法務省の考え方	今回の省令案
申出は登記申請時だけでなく、いつでもできるようにすべき	いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります	手当てなし
株式会社の過去の代表者、株式会社以外の法人の過去および現在の代表者も対象に含めることを検討すべき	対象の拡大については、いただいた御意見を踏まえ、施行状況も勘案しながら、引き続き検討してまいります	法人の拡大のみ実現。過去の登記は手当てなし
非表示措置を講じた会社の請求（登記所届出印の押印がある場合）により、住所が記載された登記事項証明書を交付すべき	登記事項証明書等に住所が記載されないことで取引に支障のない場合に申し出ることを想定しているもの。見直しは施行状況も勘案しながら引き続き検討	手当てなし
過去の住所移転の履歴や閉鎖事項証明書は非表示の対象となるか	申出と併せての登記の申請によって記録される住所に限られ、閉鎖事項証明書や閉鎖登記簿謄本に記載された住所を含め過去の住所は対象外	変更なし

2年半のあいだ「引き続き検討」が続き、実現したのは対象法人の拡大だけ — 経団連が今回あらためて同じ3点を提出しているのは、この経緯を踏まえてのことである。

出典：法務省民事局商事課「『商業登記規則等の一部を改正する省令案』に関する意見募集の結果について」（意見総数733件）

経団連意見の全体像

2026年8月21日／一般社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会

総論:改正の方向性を評価

対象を株式会社から全ての会社および会社以外の法人等に拡大し、対象者を会社の代表者(清算人等を含む)および支配人に拡大することは、個人のプライバシー保護および安全の確保に資するものと評価する。

一方で、なお解決していない課題として次の3点を指摘している

1 過去の登記の住所

履歴事項証明書・閉鎖事項証明書からの把握を封じなければ、制度の実効性が損なわれる

2 本人による証明書取得

取引先への住所証明手段が失われ、会社・代表者・取引先の三者に負担が生じている

3 単独申出の許容

登記申請の時期にかかわらずリスクは生じる。開始のみ同時申出を要求するのは制度目的に不整合

出典:経団連「『商業登記規則等の一部を改正する省令案』に対する意見」(2026年8月21日)

経団連意見① 過去の登記に表示された住所も対象とすべき

問 何が問題か

- 現在の登記の住所に措置を講じても、過去の就任・重任の登記に住所が残る
- 履歴事項証明書・閉鎖事項証明書を通じて把握でき、制度の実効性が損なわれる
- 過去の代表者等・支配人には、そもそも措置を選択する機会がなかった者も多い

反 想定される反論

- 取引の安全の確保、訴訟手続その他の正当な目的のため、過去の住所を確認する必要がある場合は否定できない
- 登記の沿革を検証する機会が失われるのではないか

答 経団連の応答 — 「広く一般への表示」と「必要な者のアクセス」を分ける

- 住所確認の必要性は、正当な利益を有する者に対し、本人確認および利用目的の確認等を経て住所情報へのアクセスを認める手続により対応できる
- 住所情報を広く一般に表示し続けることが必要不可欠とはいえない
- 登記記録自体は維持したうえで、必要な本人確認等を経た申出により、現在の代表者等の過去の登記に表示された住所および退任者の住所についても、登記事項証明書等および登記情報提供サービスにおける一部非表示措置を可能とすべき

実務上のインパクトが最も大きく、システム改修コストの手当ても要する論点。3点のうち最も実現のハードルが高いと見られる。

経団連意見② 本人・受任者による住所入り証明書の取得を可能に

従来

取引先から住所確認を求められる

▶ 住所が記載された登記事項証明書を提出

措置後

取引先から住所確認を求められる

▶ 運転免許証その他の公的書類の写しを提供せざるを得ない

根 経団連の論拠

- 住所が記載された登記事項証明書等は、取引等において広く活用されてきた実績がある
- 措置を終了しない限り、本人であっても自らの住所が記載された証明書を取得できないのは合理的ではない

帰 求める措置

- 代表者等本人またはその委任を受けた者が、当該代表者等の住所が記載された登記事項証明書等を取得できるようにすべき
- 本人確認の方法や委任状の様式など、運用面の設計が課題となる

経団連意見③ 一部非表示措置の単独申出を認めるべき

省令案でも、申出は代表者等に関する住所が登記される登記申請その他一定の登記申請と同時に行うことが前提とされている。

非公開会社

定款で取締役の任期を長期間(最長10年)に設定している場合、代表者に関する登記申請が長期間行われない

支配人

会社法上、任期の定めがない。選任時に申出をしなかった場合、住所変更等がない限りその後申出の機会が生じない可能性がある

リスクの発生時期

プライバシーおよび安全上のリスクは、登記申請の時期にかかわらず生じ、登記後に新たに生じる場合もある

制度内部の不整合

希望しない旨の申出は単独で行うことが認められる一方、措置の開始についてのみ登記申請と同時の申出を要件とすることは、制度の目的に整合していない

結論: 濫用防止のために必要な要件を設けることを前提として、登記申請の有無にかかわらず、一部非表示措置のみを単独で申し出ることを可能とすべき。

2024年意見との連続性 ― 何が実現し、何が残ったか

経団連は制度創設時のパブコメでも同趣旨の意見を提出していた。要望の“通り方”に傾向が見える。

2024年1月24日 意見(制度創設時)	今回の省令案での取扱い	評価
対象者に会社の代表者以外の者を含めることを検討すべき	支配人・清算人等・各種法人の代表者に拡大	実現
株式会社以外の会社・法人への拡大	全ての会社および会社以外の法人等に拡大	実現
施行後、登記申請時とは別に、住所非表示措置のみでの申出を認めることを引き続き検討すべき	同時申出の前提は維持	積み残し
「適当と認めるとき」の判断基準(形式的要件充足で足りるか)の明確化	条文上の手当てはなし。通達での明確化に委ねられる見込み	運用課題

読み筋:「対象範囲の拡大」は条文改正だけで完結するため通りやすく、「申出のタイミング」「証明書の出し分け」はシステム改修と予算措置を伴うため後回しになりやすい。

出典:経団連「商業登記規則等改正案(株式会社代表者住所の一部非公開化)に対する意見」(2024年1月24日)

士業法人にこそ効く「単独申出」の必要性

対象に加えられても、同時申出の制約が残る限り、加重な公示状態はすぐには解消されない。

既存社員は救われない

施行日時点で既に登記されている社員の住所は、社員の加入・脱退・住所変更などの登記の機会が訪れるまで、番地まで公示され続ける

過去の登記は残り続ける

在籍中に住所非表示措置を講じても、過去の社員加入の登記に記載された住所は履歴事項証明書に残る。退所した元社員の住所も同様

変更登記の頻度が高い

社員の加入・脱退は定款変更を伴い、そのつど2週間以内の変更登記が必要となる。申出の要否を毎回判断する運用負担が生じる

職業上のリスク

係争相手方や依頼者との間で氏名から個人が特定されやすく、自宅住所の公示が現実的な安全上のリスクにつながりやすい職種でもある

意見提出の方向性

経団連が求める単独申出は、代表者1名の株式会社よりも、社員全員の住所が公示される士業法人においてこそ切実である。少なくとも施行時に、既に登記されている社員につき一括して申し出る機会を設けるべきではないか — パブリックコメントで指摘する価値のある論点である。

日司連意見 — 4つの論点

日本司法書士会連合会も改正の方向性を評価しつつ、運用の明確性と利便性の観点から4点を指摘している。

論点	内容	経団連意見との関係
① 適用対象の明確化	住所の更正の登記、氏名の変更または更正の登記でも申出ができるのかを、通達等で明らかにすべき	日司連固有
② 住所記載証明書の交付制度	会社・法人本人に加え、相当の理由と職務上の必要性を明らかにした資格者代理人にも、住所が記載された登記事項証明書等を交付する制度を設けるべき	経団連②と重なる(経団連は本人・受任者、日司連は資格者代理人まで)
③ 監督官庁のある法人の軽減	設立認可・継続的な監督・事業報告等により実体が公的に確認されている法人は、上場会社に準じて添付書面を軽減すべき	日司連固有
④ 単独申出の制度化	一定の要件の下、登記申請とは別に単独で申し出ることを可能とすべき	経団連③と一致

経済界と司法書士界が一致するのは②住所記載証明書の交付と④単独申出。立場の異なる両団体が同じ2点を求めている以上、意見募集後の検討では最も強い圧力がかかる論点になる。

出典：日本司法書士会連合会「商業登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見」

日司連論点① 適用対象を通達で明確にすべき

条文の抽象化は制度を広げる一方で、登記実務では「この申請で申し出られるのか」が分からなくなる。

変 何が変わったか

- 現行の規定は、設立・本店移転・就任・住所変更・清算人の登記と、申出ができる場面を限定列挙していた
- 省令案は「住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請」という一般的な表現に置き換えた
- 対象法人・対象者を広げるうえで必要な書きぶりだが、個別の申請類型での可否が条文から読み取りにくくなる

例 明確化が求められる例

- 住所の更正の登記（現行の運用では更正登記は対象外とされてきた）
- 氏名の変更または更正の登記
- 氏名変更等では住所を含めて登記し直す取扱いがあり、登記所ごとに運用が分かれれば申請現場で混乱が生じる

実務の要請 制度の趣旨だけでなく、申請類型ごとの可否を通達で早期に示すこと。令和6年改正でも、実在性確認の水準や「実在すると認められないとき」の判断基準は通達に委ねられ、その後の日司連Q&Aによって実務が固まった経緯がある。

日司連論点② 住所記載証明書の交付制度 — アクセスの階層化

議論の本質は「非公開化」ではなく、住所情報へのアクセスを必要性に応じて階層化することにある。

第1層

何人も

登記事項証明書・要約書・登記情報提供サービスでは行政区画まで

第2層

会社・法人本人／代表者等本人およびその受任者

自らの登記事項の確認や取引先対応のため、住所が記載された登記事項証明書等を取得できるようにする

第3層

資格者代理人

相当の理由と職務上の必要性を明らかにした場合に限り、本人確認・利用目的の確認を経て取得できるようにする

弁 弁護士会からも同趣旨

- 日弁連は2024年5月27日の会長声明で、戸籍法10条の2・住民基本台帳法12条の3にならい、弁護士による職務上請求制度の創設を求めている
- 附属書類の閲覧における「利害関係」の柔軟な解釈・運用
- ウェブ会議システムによる非対面の閲覧の実効化
- 代表者個人宛の裁判文書の送達が円滑に行われる実務的取扱いの整備

日司連は、消費者被害その他の民事紛争において、被害回復や裁判手続の遂行のため相手方の所在を確認する必要がある場面にも言及している。経団連が「正当な利益を有する者に対し本人確認および利用目的の確認等を経てアクセスを認める手続」を提案しているのと、発想は同じ方向を向いている。

日司連論点③④ 監督法人の負担軽減と申出機会の拡充

③ 監督官庁のある法人の添付書面軽減

- 法令に基づく設立認可、継続的な監督、事業報告等を通じて、法人の実体について一定の公的確認が既に行われている
- それにもかかわらず、主たる事務所の実在性を証する書面や実質的支配者の本人特定事項を証する書面を一律に要求するのは、確認の重複にほかならない
- 上場会社に準じた軽減を認めるべき

④ 申出機会の拡充(単独申出)

- 就任後の紛争、カスタマーハラスメント、社会情勢の変化、AI等による個人情報収集の容易化により、登記の時期とは無関係にリスクが顕在化し得る
- 一定の要件の下、登記申請とは別に単独で申し出ることを可能とすべき
- 経団連意見③と方向性が完全に一致する

省令案との対比

省令案は、独立行政法人等(およびこれに準ずる法人として法務大臣が指定するもの)についてのみ添付書面を要しない扱いを置いている。医療法人・学校法人・社会福祉法人・NPO法人など所轄庁の監督を受ける法人一般には及んでおらず、日司連が求める軽減はこの線をどこまで広げるかという論点になる。

IV

実務対応

- ・ 与信・本人確認・送達の各場面でどう効いてくるか
- ・ 令和8年12月施行に向けた準備の勘所

実務への影響 — 4つの場面

対象が全法人・支配人にまで広がることで、影響を受ける実務の範囲も一気に拡大する。

1 与信・取引先審査

登記情報から代表者住所が読めない先が増える。信用調査・反社チェックの突合キーとしての住所の位置づけを見直す必要がある

2 収税法上の取引時確認

法人の代表者等の本人特定事項の確認において、登記事項証明書を住所確認資料として用いる運用が使えなくなる場面が生じる

3 不動産取引・登記手続

登記識別情報を提供できない場合の本人確認情報の作成において、登記簿上の住所と本人確認書類の住所の一致を確認できない。住所変更の有無に一層の注意が必要

4 訴訟・送達

代表者個人への責任追及や予備的送達の場面では、附属書類の閲覧（商業登記法11条の2）に依拠せざるを得ない。利害関係を証する書面の準備が前提となる

令和8年12月施行に向けたアクション

～8/23

意見募集

省令案に対する意見提出(案件番号300080357)

秋

公布・通達

パブコメ結果の公表、省令公布、法務省民事局長通達
および申出書様式の発出

12月

施行

新たな対象法人・対象者について申出が可能に

企

事業会社・法人側の準備

- 非表示措置を希望する代表者・支配人の洗い出し
- 同時申出が必要なため、役員改選・支配人選任・住所変更などの登記スケジュールと同期させる
- 添付書面(本店実在性・住所証明書・実質的支配者)の準備と、資格者代理人への早期依頼
- 措置後の取引先対応(住所証明の代替手段)をあらかじめ整理

金

金融機関・取引先側の準備

- 登記事項証明書を住所確認資料としてきた手続の棚卸し
- 犯収法上の取引時確認・継続的顧客管理における代替資料の整理
- 融資審査・保証徴求時の実務フローの見直し
- 対象が支配人・各種法人にも広がることを前提とした行内規程・マニュアルの改訂

最終省令・通達で確認すべきポイント

パブコメ後の修正と運用の明確化を見落とさないための6つのチェック項目。

- | | |
|---|--|
| <div>1</div> <div>過去登記・閉鎖登記
現在の登記だけでなく、履歴事項証明書・閉鎖事項証明書にどこまで及ぶか</div> | <div>2</div> <div>適用対象の明確化
住所の更正の登記、氏名の変更・更正の登記で申出ができるか</div> |
| <div>3</div> <div>住所記載証明書
本人・会社・受任者・資格者代理人が取得できる制度が入るか</div> | <div>4</div> <div>監督法人の軽減
所轄庁の監督を受ける法人に添付書面の軽減が認められるか</div> |
| <div>5</div> <div>単独申出
登記申請と同時にない申出を認めるか。認める場合の要件と添付書面</div> | <div>6</div> <div>提供サービス
登記情報提供サービスにおける表示・検索・過去情報の扱い</div> |

意見募集の締切: 2026年8月23日23時59分 / 施行予定: 令和8年12月

まとめ

1

省令案は、非表示措置の対象を全ての会社・会社以外の法人等へ、対象者を代表者(清算人等を含む)および支配人へ拡大する。施行は令和8年12月予定。

2

支配人については添付書面が住所証明書のみとされ、会社本体の措置とは切り離された軽い手続が用意された点が実務上の注目点。

3

特例有限会社は通達で明確に対象外とされていたが附則3条の読替えて対象化される一方、限定責任信託は今回の省令案に改正条文がなく対象外のままだ。

4

士業法人は組合等登記令により代表社員でない社員の住所まで登記されており、公示の負担は株式会社より重い。対象化の意義は大きいですが、同時申出の制約が残る限り既存社員の住所はすぐには隠れない。

5

他方、①過去の登記の住所、②本人による住所入り証明書の取得、③単独申出という3点は今回も手当てされず、経団連が正面から指摘している。

6

この3点はいずれも令和6年パブコメで既に指摘され「引き続き検討」とされたまま2年半が経過した論点であり、システム改修と予算措置を伴うため実現が遅れる構造にある。

7

日司連も同じく単独申出と住所記載証明書の交付を求めており、立場の異なる両団体が一致するこの2点が、意見募集後の検討で最も重い論点になる。議論の本質は非公開化ではなく、住所情報へのアクセスの階層化である。

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所
パートナー弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

E-mail m-watanabe@miyake.gr.jp

本資料は2026年8月21日現在の公表資料に基づく私見であり、所属する組織の見解ではありません。
個別の事案については別途ご相談ください。

別添

省令案・改正概要(原資料)

- ・ 別添1 省令案の構成(全7条＋附則3条)
- ・ 別添2 商業登記規則31条の3第1項柱書 新旧対照
- ・ 別添3 準用先ごとの読替え・準用除外の一覧
- ・ 別添4 提供規則の新旧対照と附則
- ・ 別添5 令和6年パブコメ回答に示された法務省の考え方

別添1 省令案の構成

「商業登記規則等の一部を改正する省令」は本則7条と附則3条から成る。根拠は商業登記法148条等および提供法2条1項ただし書。

条	改正対象法令	改正の中身
第1条	商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)	31条の3の全面改組(対象者を「代表者等」へ)、34条3項7号の2、40条、101条1項1号の2の整備
第2条	各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)	5条の準用規定に31条の3を追加(1項3号に係る部分を除く)＋読替え
第3条	特定目的会社登記規則(平成10年法務省令第37号)	3条の準用規定に31条の3を追加(1項3号に係る部分を除く)＋読替え
第4条	投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則(平成10年法務省令第47号)	8条の準用規定に31条の3を追加(1項2号・3号に係る部分を除く)＋読替え
第5条	投資法人登記規則(平成10年法務省令第51号)	3条の準用規定に31条の3を追加(1項2号・3号に係る部分を除く)＋読替え
第6条	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則(平成12年法務省令第28号)	1条の2第1項2号の2を「31条の3第3項の規定による代表者等住所非表示措置」に改める
第7条	一般社団法人等登記規則(平成20年法務省令第48号)	3条の準用規定に31条の3を追加(1項2号・3号に係る部分を除く)＋読替え

出典:法務省「商業登記規則等の一部を改正する省令案」(意見募集案件番号300080357・添付資料)

別添2 商業登記規則31条の3第1項柱書 新旧対照

改正後	改正前
会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人（以下この条において「代表者等」という。）の住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請をする者は、当該住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表者等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。	株式会社の設立の登記、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記、代表取締役若しくは代表執行役の就任若しくは住所変更による変更の登記、清算人の登記又は代表清算人の就任若しくは住所変更による変更の登記の申請をする者は、当該登記により登記簿に住所を記録すべき代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下この条において「代表取締役等」という。）の住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置を講ずるよう申し出ることができる。

読みどころ ①申出主体の限定列挙（設立・本店移転・就任・住所変更…）が「住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請」という一般的な書きぶりに置き換わった。②「株式会社」が「会社（外国会社を含む）」となり、支配人が並記された。③もともと「登記の申請をする者は…申し出ることができる」という構造は維持されており、単独申出は依然として想定されていない。

別添3 準用先ごとの読替えと準用除外

「代表者等」に何が当てはまるかは、各規則の読替え規定で決まる。準用除外の号建てにも差がある。

準用規定	「代表者等」の読替え	準用除外	その他の読替え
各種法人等登記規則5条	各種法人等(各種外国法人を含む)の代表者(士業法人等は当該法人の社員、日本弁護士連合会・弁護士会は副会長を含み、各種外国法人の日本における代表者を除く)又は代理人	1項3号	本店→主たる事務所／上場会社→独立行政法人等／支配人→代理人
特定目的会社登記規則3条	特定目的会社の代表者(取締役及び監査役を含む)	1項3号	5項の閉鎖規定を同規則3条準用の81条1項に読替え
投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則8条	投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人、又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人(法人の場合の職務執行者を含む)	1項2号・3号	本店→主たる事務所
投資法人登記規則3条	投資法人の代表者	1項2号・3号	5項の閉鎖規定を同規則3条準用の81条1項に読替え
一般社団法人等登記規則3条	一般社団法人等の代表者	1項2号・3号	本店→主たる事務所

※ 独立行政法人等が申し出る場合は、1項各号の添付書面を要しない扱いとされている(「ともに」の読替え)。支配人に相当する2号を準用しない類型では、対象は代表者に限られる。

別添4 提供規則の新旧対照と附則

提供規則1条の2第1項2号の2(提供する情報の範囲)

- 改正前:…商業登記規則31条の2第1項の規定による住所非表示措置又は同規則31条の3第2項の規定による代表取締役等住所非表示措置が講じられることとなるもの
- 改正後:…同規則31条の3第3項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による代表者等住所非表示措置が講じられることとなるもの

→「他の法令において準用する場合を含む」が加わることで、各種法人・組合の登記情報にも提供除外が及ぶ。項ズレ(2項→3項)にも対応。

附則	内容
第1条(施行期日)	この省令は、令和8年 月 日から施行する(省令案では日付が空欄。改正概要では「令和8年12月予定」とされている)
第2条(経過措置)	施行の際現に講じられている改正前31条の3第2項の規定による措置は、改正後31条の3第3項の規定による措置とみなす
第3条(特例有限会社)	特例有限会社に対する適用については、31条の3第1項中「合名会社及び合資会社の社員並びに清算持分会社の清算人」とあるのは「取締役及び監査役並びに清算人」とする

出典:法務省「商業登記規則等の一部を改正する省令案」および「同省令案の概要」

別添5 令和6年パブコメ回答に示された法務省の考え方

制度趣旨の公式説明として、今後の解釈論でも参照価値が高い。番号は公表資料の意見番号。

論点	法務省の考え方
「相当と認めるとき」の判断基準(14)	必要な書面が添付されるなど、規定された要件を満たしているかの観点から判断する。登記官による恣意的な運用は想定されない
実質的支配者の書面を求める理由(15)	会社の実質的支配者が本来の行為者である場合において、被害者等がその責任を追及することを可能とするため
行政区画まで表示する理由(42)	会社の事務所がないときの会社の普通裁判籍が明らかになるとともに、代表取締役等の特定に資する
上場廃止で終了させる理由(43)	上場会社でなくなった場合、金融商品取引所を通じた会社情報の公開が担保されないため
士業・特定業種への閲覧の開放(10・11)	士業のみ、または特定の業種の企業に限り無条件に閲覧可能とすることは困難
施行日以後の登記を一律に非表示とする案(45)	措置により取引等に支障が生じることも考えられ、講じるか否かは会社自身が判断することが相当

意見募集が条文を動かした例: 清算のやり直しに支障が出るとの指摘(17)を受けて31条の3第4項に第3号(閉鎖登記記録の復活事由)が追加され、周知期間が不足するとの指摘(18)を受けて施行日が令和6年10月1日とされた。